

八戸市ＩＴ関連企業立地促進事業補助金のご紹介



★ 趣旨

市内におけるＩＴ関連産業の振興と八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）に居住する住民の雇用機会の拡大を図るために、市内に事業所を開設する企業様に対して、貸しオフィス等の賃料に対する補助金及び雇用奨励金を補助しております。

★ 対象

八戸市誘致企業のうち、**コンタクトセンターまたはバックオフィスを運営する事業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、ソフトウェア業またはデジタルコンテンツ業**を行う企業で、市内で6ヶ月以上継続して業務を行っている企業

★ 優遇制度の内容(青森県の優遇制度との併用可！)

区分	補助金額	要件	対象期間
賃料	補助率1/4 (限度額：600万円、期間総額1,800万円) 県の優遇制度(補助率1/2)との併用で最大3/4補助！	基準日において、6ヶ月以上継続して従事している圏域住民である従業員又は派遣職員が 5人以上 いること	操業開始日から6ヶ月を経過した日の属する月の翌月から起算して5年の期間内に通算して 3年
雇用	1人につき30万円 (11人目から対象、期間総額6,000万円)	基準日において、6ヶ月以上継続して従事している圏域住民である従業員が 20人以上 いること	操業開始の属する月の翌日から起算して 3年

～ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業を営む企業様へ～

上記表のうち、①賃料の交付要件（従業員又は派遣職員の人数）は**3人以上(通常：5人以上)**に、
②雇用奨励金の要件（従業員の人数）は**3人以上(通常：20人以上)**となり、**1人目から30万円が交付**されます。

※賃料補助額の上限は200万円／年（総額600万円）、雇用奨励金の総額は1,200万円となります。